



かけはし

第26号(平成26年5月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

平成25年度の国民年金保険料現年度納付率は、平成26年2月末現在で59.4%であり、対前年同月比+1.8ポイントとなっており、前年実績を上回っています。

平成26年度においても、国民年金保険料納付率の向上は最大のテーマであり、平成25年度現年度納付率プラス1.1ポイントを目標に事業を進めて参ります。

市区町村の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

機構からの連絡

収納対策にかかる平成26年度計画について

(国民年金部)

国民年金保険料の収納実績の向上は、負担の公平性及び年金受給権の確保の観点のほか、公的年金制度に対する信頼を回復するための重要課題であります。

このため、平成26年度も、市区町村から提供される所得情報に基づき、免除申請勧奨の着実な実施、特別催告状を中心とした納付督促を実施するとともに強制徴収の厳正な執行等を、市区町村、ハローワーク等の関係機関、国民年金保険料収納事業受託事業者と協力・連携を密にし、計画的・効率的な収納対策を取り組んでいきます。

平成26年度に計画している主な取り組みと実施(予定)時期については次ページのとおりです。

◆納付督促対象者、免除対象者等への取組

- ① 催告状兼納付書の送付 【7月送付】
過年度に未納を有する者に催告文書付きの納付書を送付する。
- ② 催告状の送付 【10月、2月送付】
現年度に未納を有する者にハガキ形式の催告状を送付する。
- ③ 年末及び年度末における納付書の送付 【11月～12月、2月～3月実施】(*)
現年度に未納期間を有する短期未納者を中心に、納付勧奨チラシを同封した納付書を送付する。
- ④ 新規未納者への納付書の送付 【通年】(*)
新たに未納が発生した者に対して、未納となってから早い時期に納付勧奨チラシを同封した納付書を送付する。
- ⑤ 免除等の申請勧奨 【9月～2月実施】(*)
市区町村から提供される所得情報に基づき、申請免除・若年者納付猶予の基準に該当すると思われる者に対し、ターンアラウンド申請書を活用した申請勧奨を実施する。
- ⑥ 前年度における特例免除申請者、一部免除申請者等への免除申請の勧奨 【7月送付】
失業等の事由による前年度特例免除承認者や前年度一部免除承認者に対する7月の定時分納付書送付時に、免除チラシ、免除申請書を同封する。
- ⑦ 学生納付特例の申請勧奨 【3月送付】
学生納付特例承認者で平成27年度も引き続き在学予定の者に、ターンアラウンド申請書を活用した申請勧奨を実施する。
- ⑧ 口座振替の勧奨 【1月送付】
現金による納期限内納付者及び現年度のみ未納の短期未納者に対し、4月の前納時期に合わせ、口座振替及び前納制度の優位性をお知らせするチラシとともに口座振替納付（変更）申出書を送付する。

◆特別催告状、強制徴収の取組

- ① 特別催告状の送付 【通年】(*)
国民年金保険料収納事業受託事業者の納付督促によっても、納付の意思を示さない者、免除等の申請勧奨を行っても申請のない者等に対し、強制徴収を前提として少し厳しめの催告をする特別催告状を送付する。
- ② 最終催告状の送付、強制徴収の実施 【通年】(*)
被保険者または連帯納付義務者のいずれかに一定の所得（平成25年の控除後所得が400万円以上かつ未納月数13月以上の者等）があるにもかかわらず、保険料を長期間滞納している者に対し、最終催告状を送付する。最終催告状の指定期限を過ぎても納付や納付誓約等がない者に対しては、督促状を送付し強制徴収を実施する。

◆年金事務所独自の取組

【通年】(*)

上記の取組のほか、年金事務所ごとに管内の特性に応じた取組を実施する。

(*) 対象者及び実施時期については各年金事務所が策定する計画によります。

〈概要〉

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の改定率は、平成25年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率から、プラス0.3%となりました。

また、現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1.5%高い水準（特例水準）で支払われていることから、平成24年の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分としてお支払いする年金額から、平成26年度の改定率（プラス0.3%）と特例水準解消分（マイナス1.0%）を合わせ、3月までの額に比べ、マイナス0.7%の改定が行われます。

〈平成26年4月分からの年金額改定に関するQ&A〉

(1) なぜ、平成26年4月分からの年金額が下がったのですか。

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっており、平成26年度の改定率は、平成25年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率から、プラス0.3%となりました。

また、現在の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来想定している水準よりも1.5%高い水準（特例水準）で支払われていることから、平成24年11月の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、平成26年4月分としてお支払いする年金額から、平成26年度の改定率（プラス0.3%）と特例水準解消分（マイナス1.0%）を合わせ、マイナス0.7%の引下げが行われるためです。

(2) いつの年金支払いから適用されますか。

改定後の年金については、平成26年6月（4月分、5月分）からのお支払いとなります。

(3) 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。

年金額改定通知書は、6月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ（ハガキ）で、6月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求がある場合は、死亡一時金をお支払いすることになりました
(給付企画部)

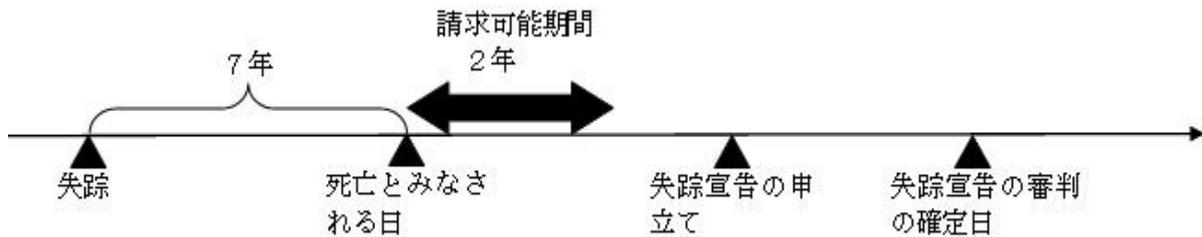
●死亡一時金とは

死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族（①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方）が受けることができます。請求期限は、死亡日の翌日から2年以内となっています。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けることのできる遺族がいる場合は支給されません。

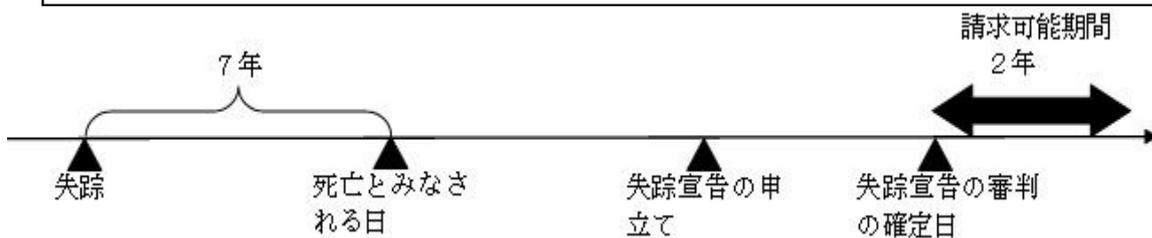
●これまでの取扱い

これまで、失踪宣告により「死亡とみなされた日」の翌日から2年を超えて死亡一時金の請求があった場合は、消滅時効により支給していませんでした。



●今後の取扱い

この度、掛け捨て防止の考え方に立って、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合は、死亡一時金が支給されることになりました。



※上の2つの図は普通失踪についてのもですが、特別失踪についても同様に、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合に支給されます。
※これは基本的な考え方を示したものであり、具体的には個別に支給の可否が審査されます。

●必要な手続き

1. 失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求をいただいていた方

- 日本年金機構で把握している対象者の方（既に却下通知をお送りしている方など）については、お知らせを順次発送いたします。（平成26年4月～）
- 上記の他に、ご自身が、死亡一時金の請求者に該当する可能性があるとお考えの方（※）は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

※ 過去に、年金事務所またはお住まいの市区町村役場で、国民年金の死亡一時金の手続相談を行った際に、職員から「死亡とみなされた日の翌日から2年を超えているため、お支払いは出来ない」との説明をされたため、請求をしなかった（又は取り下げた）方など。

2. 今後、失踪宣告の審判の確定がされる場合

失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求してください。

※なお、遺族年金については、失踪宣告により「死亡とみなされた日」の翌日から時効が進行し、5年が経過しますと、請求時に過去分として受け取れる年金は5年分だけとなりますのでご注意ください。



公的年金からの介護保険料等特別徴収における情報交換の留意事項

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧いただきますようお願い申し上げます。

平素より年金業務について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理(年次)と各種異動情報(月次)に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会(以下、「経由機関」という。)を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理(年次)の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

新年度になり、担当者の方が替わられるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、通知作成時の参考としてご活用願います。

●過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例をご紹介します。

<事例1>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象者(コード01-03)として作成してしまった。

<事例2>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成したが、経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。

<事例3>特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

<事例4>当年(平成26年)に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年(平成25年)に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

<事例5>介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。

<事例6>住所地特例対象者(コード01-02)として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者(コード01-01)として作成してしまった。

金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただくこととなります。

そのため、特別徴収依頼通知処理(年次)においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

特別徴収依頼通知処理（年次）において問い合わせが多い事例

- Q. 平成26年3月で65歳になる方が対象者データに含まれていないのはなぜですか？
A. 3月生まれの方が年金の決定請求をされ、年金を受給されるのは6月からとなります。6月の各種異動情報（月次）で通知させていただきます。
- Q. 住所地特例該当者になった場合、どのようなことが必要ですか？
A. 特別徴収依頼通知処理（年次）の作成基準日は、当該年度の4月1日現在において住所を有する市町村様へ通知しております。住所地特例該当通知は3月に送付いただく各種異動情報に含めて送付してください。

！ ご注意ください ≪「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点≫ ！

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は充分ご注意ください。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが大変多く見受けられます。資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。



介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問い合わせ先

日本年金機構 業務管理部 業務調整グループ 03-5344-1100(代表)

※年金受給権者様からのお問い合わせ先は、お近くの年金事務所または、年金ダイヤル(0570-05-1165)をご案内願います。

日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。

年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。

トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒右メニュー「年金受給者」

⇒全てに共通する制度「年金からの介護保険料などの徴収」

広報の広場

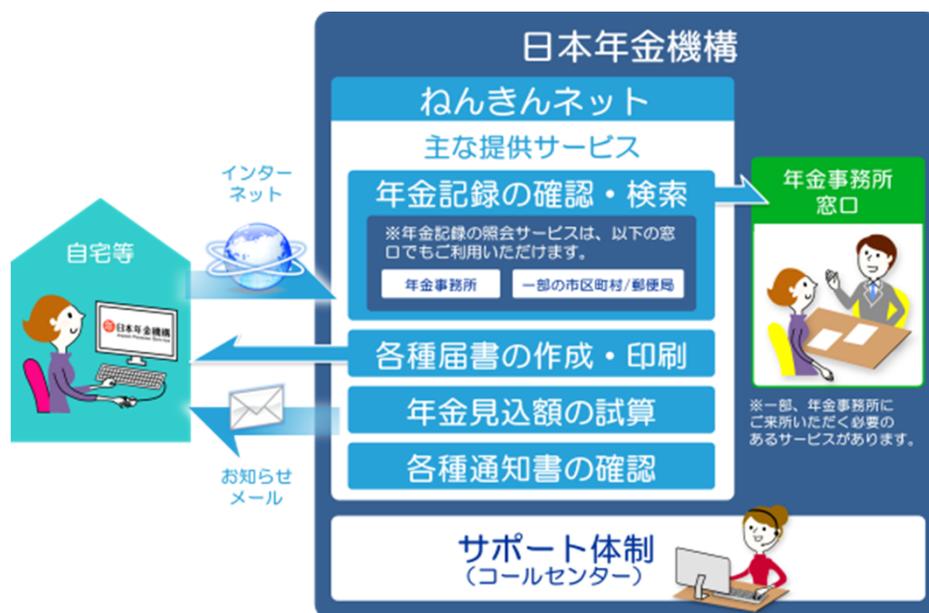
市区町村広報紙の原稿にご利用ください！

「ねんきんネット」をご利用ください！

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」では、年金に関する便利なサービスをインターネットからご利用いただけます。

ご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「ねんきんネット」のイメージ



以下のサービスをご利用いただけます

- ・年金加入記録の確認
- ・ライフプランに合わせた年金額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の確認
- ・パソコンによる各種届書の作成・印刷
- ・スマートフォンでの年金記録確認

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民年金保険料は、月額15,250円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成26年度の免除等の受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、今年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

今号では平成26年度収納対策に関する主な取り組み内容と時期について掲載しました。市区町村における今後の業務の参考にしていただければ幸いです。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。